

番 号	1	区 分	国選定文化財
種 別	重要伝統的建造物群保存地区		
名 称	妻籠宿保存地区		
指定年月日	昭和51年9月4日		
所 在 地	南木曾町吾妻 (妻籠)		

概 要

妻籠地区には、遠く和銅6年(713年)にいわゆる木曾路が官道として開かれた頃から集落があったと思われる。このことは妻籠宿本陣の発掘調査の際、奈良時代の遺物が発見されていることから推察される。ルートについては、馬籠峠寄りの大妻籠に「沓掛」の地名が残っていることから、後の中山道とほぼ同じだったのではないかと考えられる。中世においても、伊那への分岐点として重要な地であり、関所も設けられていた。また、妻籠城の城下町としての役割も果たしていたようである。

慶長6年(1601)江戸幕府によって宿駅が設けられて、翌年から中山道も整備が始まり、妻籠は江戸から42番目の宿場として指定された。宿場は南北に長く、東は山、西は蘭川に沿って田畑は少ない。しかし、中山道と伊那道が交叉する交通の要衝として、旅籠等が多く、寛永19年(1642)には家数54軒、人口337人、貞享4年(1687)には634人、享保11年(1726)には939人と発展してきた。しかし、明治に至って、道路や鉄道が妻籠を離れた地点を通るようになった上、伊那谷にも鉄道が開通して、妻籠は宿場としての役割を失い、衰微の一途をたどるようになった。昭和30年代の半ばから始まった高度経済成長政策は、産業の乏しい妻籠に過疎化の波をもたらして衰退の一途を思わせた。そんな中で、妻籠の住民による保存運動の熱意は長野県明治百周年記念事業の一つとして妻籠宿復原保存工事を実現させ、今日のにぎやかな妻籠を、あたかも江戸時代の宿場そのものの繁栄に再現させたのである。住民自身の組織である「妻籠を愛する会」と、住民自身の憲法である「妻籠宿を守る住民憲章」を基盤に、行政や学者の後押しを受けながら妻籠の保存運動は進められてきた。当時としては、世界でも極めて珍しかった文化財の保護のために「妻籠宿保存条例」を制定(昭和48年)した。国でも、妻籠宿をはじめとする町並み保存運動の流れを汲んで文化財保護法を改正して重要伝統的建造物群の制度を設けた。妻籠宿はその第1号として選定され、宿場・在郷・山河を含めた1,245haという広大な面積が保存地区と定められたが、全国の重伝建地区の中でも群を抜いた面積となっている。

妻籠宿の特徴は、町並み保存運動の先駆けとなり今も「保存を優先」とする取り組みを行っている事と、自然環境まで含めた広大な面積にある。

